

## NID クラウドサービス for AWS 利用規約

株式会社エヌアイデイ（以下「当社」といいます）は、「NID クラウドサービス for AWS 利用規約」（以下「本利用規約」といいます）を定め、本利用規約に基づき NID クラウドサービス for AWS（以下「本サービス」といいます）を提供します。本利用規約は、本サービス利用に関し、本サービスを利用する者（以下「契約者」といいます）との間の一切の關係に適用されるものとします。

### 第 1 条（本サービスの内容・性質等）

- (1) 本サービスは、Amazon Web Services, Inc. が提供する「Amazon Web Services」（以下「AWS」といいます）を利用したものであり、契約者は AWS の利用に関して Amazon Web Services, Inc.が定める各種規約を遵守するとともに、本サービスが AWS の仕様、設定等の制約を受けるほか、Amazon Web Services, Inc.による利用規約及び運用方針の変更等により、本サービスの一部または全部の利用が制限されることがあり得る旨を了承するものとします。

### 第 2 条（範囲）

- (1) 本利用規約は、当社及び契約者との間の本サービスに係る契約（基本契約、個別契約その他個別の規定を含み、本利用規約の改定前から存在するものも含みます）（以下「本サービス利用契約」といいます）の一切に適用されます。
- (2) 前項にかかわらず、本サービス利用契約において本利用規約と異なる規定があるときは、その限度において本サービス利用契約の規定が優先します。
- (3) 本サービスの内容、料金等は、本サービス利用契約で定められます。

### 第 3 条（本サービス利用契約の不成立）

当社は次の場合に本サービスの申込を承諾しない場合があり、この場合には、当社は申込者

に対しその旨を通知します。

- ① 利用申込に係る本サービス利用契約上の義務を怠るおそれがある場合
- ② 申込書に虚偽事実の記載や内容の記入漏れがある、または不備があった場合
- ③ 申込において、当社が必要と判断した資料の提出を行わない場合
- ④ 過去、本利用規約の条項のいずれかに違反する行為を行ったと当社が判断した場合
- ⑤ その他、当社が本サービス利用契約の締結において適当でないと判断した場合

#### 第4条（料金）

- (1) 契約者は本サービスの料金を当社の指定する方法により支払うものとし、当社の指定する方法以外により料金が支払われた場合、当社が入金を確認できなかったことにより契約者または第三者が被った損害について、当社は一切の責任を負わないものとし、ます。
- (2) 本サービスの利用料金には、Amazon Web Services, Inc.が定める AWS 利用料金が含まれる場合があります、当該部分については、Amazon Web Services, Inc.の料金改定及び為替レートの変動により、事前の通知なく変更されることがあり得る旨を、契約者は承諾するものとし、ます。

#### 第5条（第三者への委託）

当社は当社の責任及び負担において、本サービスの業務の一部または全部を、適当と判断する第三者に委託して行わせることができるものとし、ます。

#### 第6条（アカウントの管理等）

- (1) 契約者は、自己の責任において、本サービスに関するパスワード及びアカウントを適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとし、ます。
- (2) パスワードまたはアカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

## 第7条（契約者の名称等の変更）

- (1) 契約者は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、当社に対し、あらかじめその旨を書面または当社が承諾した方法により通知するものとします。
- ① 法人の名称または商号の変更
  - ② 代表者の変更
  - ③ 本店、主たる事業所の所在地または住所の変更
  - ④ 申込時に登録した担当者、請求先または緊急連絡先の変更
- (2) 前項の通知がなかったことで契約者または第三者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

## 第8条（連絡・通知）

- (1) 本サービスに関する契約者から当社に対する連絡または当社から契約者に対する連絡もしくは通知は、当社の定める方法で行うものとします。
- (2) 当社が契約者より指定のあった住所、FAX、メールアドレス等のうち少なくともいずれか1つにあてて通知を行った場合には、万一不到達となった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 第9条（業務譲渡）

当社は、本サービス利用契約における当事者の地位を当社の親会社、子会社に対し、営業権・事業権の売却・譲渡等の理由により、契約者に対する通知のみによって移転することができるものとします。

## 第10条（利用権の譲渡禁止等）

契約者は、当社からの事前の書面による承諾がない場合には、本規約に基づく権利を



## 第14条（守秘義務）

- (1) 契約者及び当社は、契約期間中はもとより終了後も、本サービス利用契約に基づき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示しないものとします。
- (2) 前項の守秘義務は以下のいずれかに該当する場合には適用しないものとします。
  - ① 公知の事実または当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実
  - ② 第三者から適法に取得した事実
  - ③ 開示の時点で保有していた事実
  - ④ 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

## 第15条（書き込み内容によるサーバの一時停止、削除等）

- (1) 当社は、以下の場合、契約者に事前通知を行った上でサーバを一時停止することができるものとします。
  - ① 書き込み内容が Amazon Web Services, Inc.が定める禁止行為に該当すると当社が判断した場合
  - ② その他、当社が不相当であると判断した場合
- (2) 当社は、以下の場合、契約者に事前通知し、同意を得た上で契約者の書き込んだ内容を削除できるものとします。
  - ① 本条（1）の各号に該当する場合
  - ② 契約者の割当ディスク容量を著しく越えた場合
- (3) 書き込み内容を削除した場合、当社はその理由を開示する義務を負わないものとします。

## 第16条（解約）

- (1) 契約者が本サービス利用契約を解約するときには、書面にて解約の意思を伝えることとします。
- (2) 契約者が当社との間で本サービス利用契約を合意解約した場合、解約当日までの利用料金の請求は、その月の日数の日割り計算となるものとします。但し、代行手数料・アプリケーション保守料金など一部サービスを除きます。

## 第 17 条（解除・利用停止・期限の利益喪失）

- (1) 契約者が以下の各号のいずれかに該当したときは、当社は催告及び自己の債務履行の提供をしないで直ちに本サービス利用契約を解除し、又は、本サービスの全部もしくは一部の提供を停止することができるものとします。なお、この場合でも当社から契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
- ① 本サービス利用契約または本利用規約における規定の一つにでも違反したとき
  - ② 契約者が本件サービス利用契約に基づく料金の支払を怠ったとき
  - ③ 当社または第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
  - ④ 当社または第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
  - ⑤ 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかす、または犯罪行為の実行を容易にさせる行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
  - ⑥ 本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
  - ⑦ 第三者の本サービスの利用に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
  - ⑧ アカウントあるいはパスワードを不正に使用する行為に及んだとき
  - ⑨ 本サービスを利用してコンピュータウィルス等他人の業務を妨害する、あるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを使用する、または他人に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
  - ⑩ 風俗、アダルトに関する情報、未成年者や青少年の利用が制限されている情報を流したとき、または不相当と当社が判断した情報を流したとき
  - ⑪ その他、他人の法的利益を侵害する、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為に及んだとき
  - ⑫ 収納代行会社または金融機関等により、契約者が指定した支払口座の利用ができなくなったとき
  - ⑬ 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき
  - ⑭ 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
  - ⑮ 破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
  - ⑯ 自ら振り出しまたは引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったと

き、または支払停止状態に至ったとき

- ⑰ 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更または解散決議がなされたとき
  - ⑱ 災害、労働争議等、本サービス利用契約の履行を困難にする事項が生じたとき
  - ⑲ その他、資産、信用または支払能力に重大な変更を生じたとき
  - ⑳ 当社への申告、届出内容に虚偽の記載があったときあるいは当社に対する詐術その他の背信的行為があったとき
- (2) 契約者が前項各号のいずれかに該当した場合、契約者は当然に本サービス利用契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、契約者は当社に対して、その時点において契約者が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければなりません。

## 第 18 条（解約・解除に伴うファイル削除）

解約・解除による本サービスの提供終了後、当社は契約者の全てのファイルを削除することができ、契約者は当社に対し、当該削除につき賠償請求することはできないものとします。

## 第 19 条（本サービス・AWS の保守・中断・変更・廃止等）

- (1) 当社は AWS の稼働状態を良好に保つために、随時その運用を一時停止の上、保守点検を行うことができるものとします。
- (2) 前項の場合、原則として事前に契約者にその旨を通知しますが、緊急の場合には通知することなく、一時停止の上、保守点検を行うことができるものとします。
- (3) 当社は不慮の事故、不可抗力等のやむを得ない事由により、AWS の運用を中断できるものとします。
- (4) 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信その他の公共利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることができるものとします。
- (5) 当社は契約者に事前に通知した上で、本サービスの内容の追加及び変更、廃止をすることができるものとします。
- (6) 当社は前各項及びこれに類する事由により、本サービス提供の遅延または中断等が発生してもこれに起因する契約者または第三者が被った損害について一切の責任を

負わないものとします。

## 第 20 条（反社会的勢力の排除）

- (1) 当社及び契約者は、自己または自己の代理人もしくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 当社及び契約者は、相手方が前項の確約に反して、相手方または相手方の代理もしくは媒介をする者が暴力団員等あるいは前項各号のいずれか一つにでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本サービス利用契約を解除することができるものとします。
- (3) 当社及び契約者は、相手方が本サービスの提供またはその提供を受けることに関連して、第三者と下請けまたは委託契約等（以下「関連契約」といいます）を締結する場合において、関連契約の当事者または代理もしくは媒介をする者が暴力団員等あるいは第 1 項各号のいずれか一つにでも該当することが判明した場合、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要など措置をとるよう求めることができるものとします。
- (4) 当社及び契約者は、相手方が関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、本サービス利用契約を解除することができるものとします。
- (5) 本条に基づき本サービス利用契約が解除された場合、解除者が被解除者に対し原状回復義務を負うとしても、被解除者は原状回復義務と同一の違約罰を負うものとし、

解除者は原状回復義務を免れるものとします。なお、同違約罰を超える損害が存在する場合、解除者は被解除者に対し、同損害の賠償請求を行うことができるものとします。

## 第 21 条（割増金）

契約者が料金等の支払いを不法に免れた場合、その免れた額に加え、その免れた額の倍額を違約金（割増金）として当社が指定する期日までに支払うものとします。

## 第 22 条（遅延損害金）

契約者が料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、契約者は支払い期日の翌日から完済するまで年 14.6%の割合で計算して得た額を、遅延損害金として当社に対して支払うものとします。

## 第 23 条（データ等の取り扱い）

当社の責めに帰すべからざる事由により、本サービスにおける契約者のサーバのデータが、滅失、毀損、漏洩その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

## 第 24 条（責任の制限）

- (1) 当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、本サービスを利用できないことを当社が検知した時刻から起算して連続して 72 時間本サービスを利用できなかったとき、または 1 料金月に合計 120 時間以上本サービスが利用できなかったときに限り、契約者からの請求により、その料金月における料金額を限度として損害を賠

償します。但し、契約者が当該請求をし得ることとなった日から1ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、契約者はその権利を失うものとします。

- (2) 第20条に定める本サービス・AWSの保守・中断・変更等により、契約者が本サービスの提供が受けられなかった時間については、前項の提供不能期間に算入しないものとします。
- (3) 当社は本サービス及び本サービスを通じて他のネットワークサービスを利用することにより情報等が破損もしくは滅失したことによる損害または契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害について、当社の責めに帰すべき場合を除き、一切の賠償の責任を負わないものとします。
- (4) AWSの仕様、設定等、AWSに関する事由により、本サービスの提供ができなかった場合、当社は賠償の責任を負わないものとします。ただし、当社がAWSの仕様変更等に対応するための合理的期間が経過してもなお本サービスの提供を再開できない場合など、当社の責めに帰すべき事由が認められるときは、本条(1)に準じて賠償の責めを負うものとします。

## 第25条（損害賠償請求）

契約者または当社は、解除、解約または本サービス利用契約もしくは本利用規約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、当社から契約者に賠償すべき損害の額は、解除、解約または当社による本サービス利用契約もしくは本利用規約の違反の日の属する月における料金額を限度とするものとします。

## 第26条（協議）

本サービスの利用に関して、本利用規約、本サービス利用契約または当社の指導により解決できない問題が生じた場合には、契約者との間で双方誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

## 第27条（準拠法・管轄裁判所）

本利用規約の準拠法は、日本法とし、契約者と当社との間で本サービスの利用に関して紛争が生じた場合は、その訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

最終更新日：2020年12月22日